

## 病床機能再編への支援について

- 地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進するため、必要と認められる病床削減等に給付金を支給する国庫補助制度「病床機能再編支援補助金」が今年度創設された。
- 補助にあたっては医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経ることとなっており、地域医療構想の実現のため必要か否かの観点から審議をいただくもの。

### 1 制度の概要（令和2年度国予算額：84億円）

\* 定額補助 国 10/10、令和3年度以降も同様の制度が継続見込み。

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経たものであること</li> <li>・ 地域医療構想の実現に必要と認められるものであること</li> </ul>		
	種別	対象	備考
病床削減支援	①病床削減支援給付金	<u>療養病床又は一般病床（対象区分：高度急性期、急性期、慢性期）を有する病院又は診療所で、R2年度中に稼働病床の削減を行うもの</u>	▶ 稼働病床△1床につき2百万円程度（病床稼働率等に応じ1,140～2,280千円）
病院統合支援	②医療機関統合支援給付金	<u>療養病床又は一般病床（対象区分：同上）を有する病院又は診療所が、病床削減を伴う統合にR2年度中に合意した場合</u> ※1以上の病院廃止（診療所化含む） <u>R7年度中までの完了が条件</u>	▶ 稼働病床△1床につき2百万円程度（病床稼働率等に応じ1,140～2,280千円） ▶ 重点支援区域は単価1.5倍
	③病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金（利子補給）	構想に基づく病院等の統合計画に参加し、 <u>R2年度中に承継病院が、統合によって廃止となる病院の債務返済のため、新たに融資を受けた場合</u>	▶ 当該融資に係る利子の全部又は一部（利率・期間上限あり）

※いずれも病床（①は稼働病床）10%以上削減が条件。回復期病床や介護医療院への転換は除く。

※構想の実現を目的としたものではない病床削減（自己破産による廃院）は対象外。

### 2 実施主体

都道府県

\* 医療審議会及び地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、必要と認められる、自主的な病床削減や病院の統合による病床削減等に給付金を支給

### 3 要望調査結果（一覧）

①病床削減支援給付金について下記の6病院、4診療所から申請あり。

（②統合支援、③債務整理は申請なし）

圏域	申請機関	病床機能	許可病床削減数
岩国	医療法人錦病院	急性期	△8床
	マサキ外科肛門科	急性期	△11床
柳井	周防大島町立東和病院	慢性期	△40床
	周防大島町立橋病院(現：橋医院)	慢性期	△17床
周南	医療法人高杉レディースクリニック	急性期	△10床
山口・防府	医療法人神徳会三田尻病院	急性期	△16床
	秋本医院	慢性期	△19床
宇部・小野田	瀬戸病院(現：瀬戸整形外科クリニック)	慢性期	△32床
下関	佐島医院	慢性期	△5床
長門	医療法人社団成蹊会岡田病院	急性期	△17床
		慢性期	△10床
計		急性期・慢性期	△185床

※萩圏域は要望なし

### 4 平成30年度病床機能報告の状況（県全体）

平成30年度（2018年度）の病床機能報告と地域医療構想の令和7年（2025年）の必要病床数の推計結果との比較は下記のとおり。（圏域別は別添）

病床区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・廃止予定	介護保険施設移行予定	合計
報告	①H30(2018)現状	1,960	7,287	3,168	8,952	537	-	21,904
	②R7(2025)予定	1,913	6,873	3,849	6,907	530	1,860	21,932
構想	③R7(2025)必要数	1,323	4,508	4,674	5,384	-	-	15,889
④構想との差(H30)(①-③)		637	2,779	△1,506	3,568	-	-	5,478
⑤構想との差(R7)(②-③)		590	2,365	△825	1,523	-	-	3,653

※①H30現状と②R7予定との差28床は山口大学医学部附属病院の増床によるもの。

### 5 地域医療構想調整会議での審議状況

下記の日程で別添資料等により書面審議し、いずれも「適当」との意見だった。

圏域	書面審議期間	議事概要
岩国	令和3年1月8日～1月22日	別添のとおり
周南	令和3年1月7日～1月20日	
山口・防府	令和3年1月21日～2月1日	
宇部・小野田	令和3年1月4日～1月15日	
下関	令和3年1月26日～2月3日	
長門	令和3年1月18日～1月28日	

※柳井圏域は令和元年度重点支援区域の申請のため協議済み。

## 6 審議経過等

- ・ 地域医療構想調整会議・県医療審議会での審議を経て必要と認められたものについて、国に対し交付申請を行う。
- ・ 今年度内に交付決定、補助金交付を行う。

日 程	内 容	備 考
11月17日	第1回県医療審議会（概要説明）	
11月～12月	要望調査	
12月～1月	地域医療構想調整会議（意見聴取）	書面開催
2月～	第2回県医療審議会（意見聴取）	
	交付申請	
	交付決定	
3月まで	病床削減、補助金交付	